

スポーツ大会選手派遣補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が、国際・全国規模のスポーツ大会へ出場する市民を支援することにより、スポーツの振興、まちに対する自信や誇りの醸成、地域のイメージアップに寄与すること等を目的に実施する補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、前条の目的に該当するものであって、市外で開催される国際・全国規模（ただし、児童・生徒については九州規模）以上のスポーツ大会への出場する事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、前条の事業を実施する者で、次のいずれかに掲げる団体とする。

ア 市内の一般社会人のスポーツ団体

イ 学校教育法第1条に定める市内の高等学校及び高等専門学校のスポートクラブ

ウ 小学校、中学校に在学する児童・生徒で構成するスポートクラブ

エ 学校教育法第83条に定める大学及び第108条第1項に定める短期大学のスポートクラブ

オ 学校教育法第124条に定める専修学校のスポートクラブ

(補助金等の交付申請)

第4条 事業の実施に際し、補助金の交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則27号）の定めるところによる。

(補助金の支払方法)

第5条 補助金は、原則として確定払とするが、市民文化スポーツ局長が必要と認める時は概算払を行うことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な規定は別に市民文化スポーツ局長が定める。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から適用する。

スポーツ大会選手派遣補助規程

(趣旨)

第1条 この規程は、スポーツ大会選手派遣補助要綱第6条の規定に基づき、市外で開催される国際大会・全国大会等のスポーツ大会に出場する選手の所属する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(交付対象スポーツ大会)

第2条 補助金の交付対象となるスポーツ大会は、次のいずれかの号に該当するものとする。ただし、親睦又は交流を主たる目的とする大会や、競技性や社会的認知度等の観点から本制度に馴染まないと判断される大会を除く。

(1) 国際規模のスポーツ大会（以下「国際大会」という。）

ただし、次のいずれかに該当するもの。

- ア オリンピック・パラリンピック競技大会
- イ 競技別世界選手権大会
- ウ アジア競技大会
- エ 競技別アジア大会
- オ ア～エに準ずる大会

(2) 全国規模のスポーツ大会（以下「全国大会」という。）

ただし、市・県大会等の地区予選を経て開催される大会又は明確かつ厳正な基準のもとに推薦され開催される大会で、次のいずれかに該当するもの。

なお、小学生・中学生が参加する大会については、授業の支障とならない大会とする。

- ア 日本スポーツ協会に加盟する各種競技団体が主催又は後援する全国大会（国民体育大会を除く。）
- イ 全国高等学校体育連盟が主催する全国大会（全国高等学校総合体育大会、全国高等学校定時制通信制大会を除く。）
- ウ 日本高等学校野球連盟が主催する高校野球全国大会
- エ 都市対抗全国大会
- オ その他全国組織として確立し、統一された団体が主催する全国大会（全国高等専門学校体育大会を除く。）

(3) 西日本・九州規模のスポーツ大会（以下「西日本・九州大会」という。）

ただし、小学生、中学生を対象とし、参加するうえで授業の支障とならない大会で、市・県大会等の地区予選を経て開催される大会又は明確かつ厳正な基準のもとに推薦され開催される大会であること。

(申請者)

第3条

(1) 申請を行うものは、その団体の代表者とする。学校法人についてはその法人の代表者とする。

(2) 申請者が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる

ときは、申請を行うことができない。

(申請)

第4条 申請は、補助金の交付対象となるスポーツ大会出場の2週間前までに行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、大会開催前日までに申請を行うことができる。

(他の補助金との関係)

第5条 本市が行う他の補助事業、または、国、県、その他地方公共団体の補助事業の交付を受ける場合は、本補助金の交付を受けることはできない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交通費・宿泊費
- (2) 大会参加費
- (3) その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの

(補助金の額)

第7条 交付する補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、1件あたりの交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、30万円を上限とする。

(補助金の交付取消)

第8条 補助金交付済後において、申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有すると判明したときは、市長は交付の決定を取り消すことができる。この場合において、申請者に生じた損害について、本市はその補償の責めを負わない。

(補助金の返還)

第9条 前条において、交付の決定を取消した場合、申請者は交付済補助金を本市に返還しなければならない。

(文書の保存)

第10条 補助金交付に関する書類は、補助年度終了後5年間は保存し、いつでも市が確認できるよう整備すること。

(その他)

第11条 この規程によりがたい場合は、別に市民文化スポーツ局長の決裁を受けるものとする。

付 則

この規程は、平成23年7月1日から適用する。

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

この規程は、平成28年3月1日から適用する。

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

この規定は、平成31年4月1日から適用する。

この規定は、令和2年4月1日から適用する。

<別表>

区 分		補助額 (円/人)		
		一般社会人・大学・短大・専修学校のスポーツクラブ	高等・専門学校のスポーツクラブ	小・中学生のスポーツクラブ
国際大会	国 外	1名につき 30,000	1名につき 40,000	1名につき 40,000
	国 内	1名につき 10,000	1名につき 30,000	1名につき 30,000
全国大会	北海道 東 北	1名につき 5,000	1名につき 30,000	1名につき 30,000
	関 東		1名につき 26,000	1名につき 26,000
	沖 縄		1名につき 24,000	1名につき 24,000
	中 部	1名につき 4,000	1名につき 16,000	1名につき 16,000
	関 西 四 国		1名につき 13,000	1名につき 13,000
	中 国 九 州	1名につき 3,000	1名につき 10,000	1名につき 10,000
	県 内	1名につき 3,000	1名につき 5,000	1名につき 5,000
西日本・九州大会	500km 以上	/	/	1名につき 8,000
	300km 以上			1名につき 6,000
	100km 以上			1名につき 4,000
	100km 未満			1名につき 2,000

<備考>

- 1 補助対象者は、北九州市内に在住するものとする。
- 2 補助対象となる団体は、本市に活動拠点を置くものとする。ただし、市外に活動拠点のある団体であっても、当該団体に本市在住の小学生・中学生が含まれている場合は、当該選手は補助対象とする。
- 3 補助対象人数は、出場選手及び交替選手とし、交替選手は大会要綱に定められた選手数とするが、その限度数は7名とする。
ただし、補助対象人数が15名を超える場合は、15名を限度とする。
- 4 補助金交付は、同年度同一団体1回限りとする。(学校クラブについては、クラブ単位)
ただし、各大会の入賞者等が上位の大会に出場する場合はこの限りではない。

<地域区分>

区 分	都道府県
北海道 東 北	北海道
	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関 東	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
中 部	新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県 岐阜県・静岡県・愛知県
関 西 四 国	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・三重県
	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
中 国 九 州	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖 縄	沖縄県